

### 3 第 44 条《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係

#### 【改正の概要】

平成 27 年度の税制改正において、関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、次の見直しが行われた（措法 44①）。

- (1) 対象施設について、新設又は増設により取得等をしたものに限定された。
- (2) 適用期限が平成 29 年 3 月 31 日まで 2 年延長された。

なお、連結納税制度においても同様の改正がされている（措法 68 の 19①）。

#### 【新設】（新增設の範囲）

44-8 措置法第 44 条第 1 項の規定の適用上、次に掲げる研究所用の施設については、同項の新設又は増設により取得等をした研究所用の施設に該当するものとする。

- (1) 既存設備が災害により滅失又は損壊したため、その代替設備として取得等をした研究所用の施設
- (2) 既存設備の取替え又は更新のために研究所用の施設の取得等をした場合で、その取得等により処理能力等が従前に比して相当程度（おおむね 30%）以上増加したときにおける当該研究所用の施設のうちその処理能力等が増加した部分に係るもの

#### 【解説】

1 本通達は、措置法第 44 条の規定の適用がある研究所用の施設の新設又は増設に該当するかどうかの判定が難しいケースを例示し、いずれも同条の規定の適用がある研究所用の施設の新設又は増設に該当することを明らかにしている。

2 (1)は、既存設備が災害により滅失又は損壊した場合には、その代替設備として取得等された研究所用の施設については、常に新設又は増設に係るものとして同条の規定の適用を受けることができることとしたものである。

なお、このような場合には、その代替設備の取得に関し、保険金等により取得した代替資産の圧縮記帳（法 47）の適用を受ける場合が考えられるが、法人税法に規定する圧縮記帳と本制度とは重複して適用を受けることができる。したがって、本制度の適用に関し、その圧縮記帳の有無は特に問題にならないが、本制度による特別償却限度額の計算の基礎となる研究施設の取得価額は、圧縮記帳後の金額によることになる（措通 44-7 参照）。

3 (2)は、既存設備の取替え又は更新のために研究所用の施設の取得等をした場合には、処理能力等の増加がない限り、特別償却の適用がないのであるが、取替え又は更新に際しては、それに併せて研究所用の施設の処理能力等の増加が図られることが一般的であるので、その取替え又は更新により処理能力等が従前に比して相当程度以上増加した場合には、当該取替え又は更新により取得した研究所用の施設のうちその処理能力等が増加した部分に係るものについては、措置法第 44 条の特別償却の適用上、新設又は増設に当たるものとして差し支えないこととしたものである。

この場合の「相当程度以上の処理能力等の増加」の判断については、従前に比しておお

むね処理能力等が 30%以上増加した場合がこれに当たるものとして取り扱うこととしているが、これは、一般的な取替え又は更新においても、研究所用の施設自体の性能向上があるため、自動的にある程度の処理能力等の増加をもたらすのはごく普通のことであるから、相当程度以上という限りは、少なくともおおむね 30%以上の増加がなければ、措置法第 44 条第 1 項の新設又は増設が行われたとはいえないであろうという趣旨である。

4 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 19－8）を定めている。